

令和5年度（2023年度） 長井中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動指導の目標

学校教育目標である「学ぶ つながる 切り拓く」に基づき、自己と向き合い、他者と高め合い、責任ある行動をとれる生徒を育成する。

- (1) 学校の教育活動の一環とし、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場とし、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう指導を工夫し、向上心を育むとともに、生涯学習につながる基礎づくりを行う。

2 部活動運営方針

(1) 部の設置

ア、各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ、創部について

- ① 次の2つのいずれかの条件を満たしていること。
 - ・神奈川県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
 - ・神奈川県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭等において活動機会があるもの。
- ② 次の2つのいずれかの条件を満たしていること。
 - ・顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取り組みにより活動が可能なもの。
 - ・地域に専門的な知識や技能を有する指導者があり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの。
- ③ 団体種目の場合、大会参加可能人数（大会等がない場合は活動可能な人数）を継続して確保できる見込みがあること。
- ④ 大会引率を伴う部の場合は、複数の顧問教員が長期的に確保できる見込みがあること

ウ、休部について

- ① 1年間連続して大会等に参加できない状況が続いた場合。（合同チームで参加できている時はこれに該当しない。）
- ② 活動困難な状況が1年間続いた場合。
- ③ 部員数の減少により活動困難だが、今後活動可能な部員数の確保が見込める場合。

エ、廃部について

- ① 上記、①②の状態が2年間続いた場合。
- ② 顧問教員の不足や減少により、学校として部活動運営が困難になった場合。
※創部、休部、廃部については、部活顧問会で慎重に検討し、職員会議で決定する。

(2) 指導体制

ア、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動外部指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

3 適切な指導の実施

- (1) 部活動の実施に当たり、次の点に留意する。
 - ・オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた、生徒の心身の健康管理
 - ・生徒の活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等、事故防止の徹底
 - ・体罰やハラスメントの根絶の徹底
- (2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

4 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 朝練習は原則行わないこととする。ただし、校長が必要と認める場合はこの限りではない。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日に相当する休養日を設けることとする。

5 大会等の参加

- (1) 週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。
- (2) 校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。
- (3) 部が設置されていない種目の大会への参加は、県中体連専門部が設置する市中総合または全国大会につながる2大会のみとし、保護者が必ず引率することを条件とする。また、保護者は、参加意向を前年度中に校長に申し出ること。その後、校長・保護者・生徒で面談を行い、大会参加の可否を協議することとする。

令和5年度（2023年度） 長井中学校 部活動年間指導計画

1 指導目標

学校教育目標である「学ぶ つながる 切り拓く」に基づき、自己と向き合い、他者と高め合い、責任ある行動をとれる生徒を育成する。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう指導を工夫し、向上心を育むとともに、生涯学習につながる基礎づくりを行う。

2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて見通しを持った指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「長井中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上の「部活動担当」とする。
- (2) 今年度設置する部とそれぞれの指導体制は次の表のとおりとする。

| | | | | |
|------|--------|---------|---------|-----------|
| 部活動名 | サッカー部 | ソフトテニス部 | バレーボール部 | バスケットボール部 |
| 顧問 | 井上 悠次朗 | 木目田 佑介 | 齋藤 平等 | 指崎 尚大 |
| | 荒川 みのり | 三上 貴弘 | 田中 晴菜 | 加藤 成 |
| 部活動名 | 卓球部 | 吹奏楽部 | 創造部 | |
| 顧問 | 畠山 克也 | 小菅 薫 | 星野 いすず | |
| | 会田 実 | 宮本 恵美 | 中込 美由紀 | |
| | 笠原 愛子 | | 荒川 みのり | |

4 年間活動計画

| 月 | 活 動 予 定 |
|----|---|
| 4 | ・部活動夏時間（4月～9月） ・仮入部期間 ・横須賀市中学校総合体育大会（中総合） |
| 5 | ・部活動懇談会 |
| 6 | ・6月テスト前部活動停止（期間1週間） |
| 7 | ・神奈川県中学校総合体育大会（中総体） ・夏季休業中の部活動予定の確認 |
| 8 | ・夏季休業中の部活動（14日以内） |
| 9 | ・9月テスト前部活動停止（期間1週間） |
| 10 | ・活動時間移行期間 ・新部長会 |
| 11 | ・部活動冬時間（11月～1月） ・11月テスト前部活動停止（期間1週間） |
| 12 | ・冬季休業中の部活動（12月28日～1月4日は、活動なし） |
| 1 | ・小6部活動見学 |
| 2 | ・活動時間移行期間（2月～3月） ・学年末テスト前部活動停止（期間1週間） |
| 3 | ・春季休業中の部活動予定の確認 ・春季休業中の部活動 |

5 部活動に係る経費

- (1) 生徒会予算に「部活動費」を計上し、各部の所属人数に応じて配当する。
- (2) 各部に所属する生徒の保護者から、部活動費を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (3) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、年度末に校長に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

6 規約

次に示すものを「長井中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいて全ての部において共通の指導をする。本規約は部長会、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。

また、活動の実態に即したものとすよう、内容について毎年度協議する。

ア 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 2、3年生は部活動継続届を毎年度提出する。学級担任の承認後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部の活動を体験することができる。

イ 活動日

- (1) 平日は、原則として月曜日から金曜日までの中の1日（原則水曜日）を学級活動優先日とし、活動日は4日とする。休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。
- (2) 各定期試験前の1週間（試験初日から起算）は活動しないことを原則とする。
- (3) 夏季休業中の活動は、公式大会等の参加日を除いて、14日間以内とする。
- (4) 学校閉庁日には活動を行わないこととする。

ウ 活動時間

- (1) 平日放課後の活動終了時間は次のとおりとする。

| | |
|-----------------|---------------------|
| 夏時間（4月～9月） | 活動終了 18:00 下校 18:15 |
| 移行期間（2月、3月、10月） | 活動終了 17:30 下校 17:45 |
| 冬時間（11月～1月） | 活動終了 17:15 下校 17:30 |

- (2) 朝練習は原則行わないこととする。（但し、校長が必要と認める場合はこの限りではない。）
- (3) 休日は、公式戦・練習試合等を除き、年間を通じて3時間程度とする。
- (4) 試合前などに限り活動時間の延長を認める。その際、顧問はあらかじめ保護者の承諾を得ることとする。
※なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「長井中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な活動時間及び休養日を設定する。

エ 活動場所

- (1) 平日放課後・雨天時の活動場所

以下のとおりとするが、室内の部が外練習を行うことは認める。雨天時は顧問がつける場合に限り、以下の場所の使用を認める。その際、道具の使用は禁止とする。

| 部活動 | 活動場所 | 雨天時活動場所 |
|-----------|---------------------|---------|
| サッカー部 | 校庭 | 3階西側 |
| ソフトテニス部 | | 3階東側 |
| バスケットボール部 | 体育館 | 1階西側 |
| バレーボール部 | | 4階東側 |
| 卓球部 | 武道場 | / |
| 吹奏楽部 | 音楽室 | |
| 創造部 | 木工室、金工室、美術室、被服室、調理室 | |

オ 施設等の利用

- (1) 部室のカギの管理は、部長を中心に責任を持って行うこと。
- (2) 運動部の各部室は、活動時の更衣を目的として、正しく使用すること。
- (3) 部室内は常に整理整頓をし、清潔に保つこと。余計なものは置かないこと。
- (4) 活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃をして、元の状態に戻す。スプリンクラーや放送機器等は、顧問が操作する。

カ 活動全般

- (1) 各部の顧問の指示に従って活動を行う。
- (2) 部員としての自覚を持ち、特別な用事がない限り活動に参加する。(欠席、遅刻、早退等の連絡を行うこと)
- (3) 活動終了後は必ず顧問との反省会を行った後で下校する。
- (4) 下校時刻を守る。(下校時刻は活動終了の15分後とする。)
- (5) 運動部は、学校指定の体操服かユニフォーム、それに準ずるものを着用する。(ウインドブレイカー等は顧問が許可したものを着用する。)
- (6) 学校の規則や社会のマナーを守る。登下校時の買い食い、ジャージでの登下校は禁止とする。ただし休日・長期休業期間や顧問が許可した場合はジャージでの登下校を認める。
- (7) 水分補給のための水筒持参については、学校生活のルールに則る。
- (8) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡をする。
- (9) 貴重品は顧問に預ける。

キ 創部について

- (1) 次の2つのいずれかの条件を満たしていること。
 - ・神奈川県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
 - ・神奈川県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭等において活動機会があるもの。
- (2) 次の2つのいずれかの条件を満たしていること。
 - ・顧問に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取り組みにより活動が可能なもの。
 - ・地域に専門的な知識や技能を有する指導者があり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの。
- (3) 団体種目の場合、大会参加可能人数(大会等がない場合は活動可能な人数)を継続して確保できる見込みがあること。
- (4) 大会引率を伴う部の場合、複数の顧問教員が長期的に確保できる見込みがあること。

ク 休部について

- (1) 1年間連続して大会等に参加できない状況が続いた場合。(合同チームで参加できている時はこれに該当しない。)
- (2) 活動困難な状況が1年間続いた場合。
- (3) 部員数の減少により活動困難だが、今後活動可能な部員数の確保が見込める場合。

ケ 廃部について

- (1) 上記、①②の状態が2年間続いた場合。
- (2) 顧問教員の不足や減少により、学校として部活動運営が困難になった場合。

※創部、休部、廃部については、部活顧問会で慎重に検討し、職員会議で決定する。